

『日 厳院 引付』 日嚴院実昭筆

『即往院座主拝任事』 日嚴院覚永筆

京都・妙法院蔵

はじめに

京都国立博物館では、昭和五十五年（一九八〇）以来、社寺調査の名のもと、京都の社寺を対象とした文化財の総合調査を実施してきた。ここに紹介する『日嚴院引付』『即往院座主拝任事』の二点の史料は、平成七年（一九九五）度に妙法院で実施した社寺調査によって確認されたものである。一点の史料は、以下に詳しく述べるように、中世における妙法院を初めとする門跡の歴史を考えるうえにおいて、ともに高い価値を有すると考えられるものであり、本文を翻刻するとともに、その内容について若干の検討を加えることとする。

翻刻に先立つて断つておかなければならぬのは、『日嚴院引付』についてはすでに『妙法院史料』第六巻に「引付」（第四一号）の名で翻刻されており、また『即往院座主拝任事』ものの写本を底本にしてであるが、やはり同書に「天台座主記」（第一四七号）の名で翻刻されているといふ点である。^{〔1〕}つまり、二点の史料はこの点でともに新発見の史料というわけではない。にもかかわらず、今回ここに改めてこの二点の史料の全文を翻刻することとしたのは、次のような理由による。

その第一は、『即往院座主拝任事』に関しては、今回の調査で原本が発見され、写本との間にわずかではあるが異同が確認されたこと。第二には、これは二点の史料に共通することであるが、文字の読み方について『妙法院史料』との間で見解を異にする点があまりにも多いこと。また、第三には、史料の内容に検討を加え必要な基礎知識を得ることにより、筆者はもとより文中の人物・地名をより詳しく比定できるようになったこと、である。

ちなみに第一の理由にあげた文字の読み方に関しては、『妙法院史料』との間で意見を異にする箇所は、『日嚴院引付』で三十数か所、『即往院座主拝任事』で四十数か所に及ぶ。また第三の読解に必要な基礎知識について一例をあげれば、『日嚴院引付』の筆者を『妙法院史料』は表紙にある署名をもとに「実昭」としか提示していない。しかし、この引付の貴重なのは、筆者が当時、妙法院の院家日嚴院の院主であった点にあり、実昭がほかならぬ日嚴院実昭であることが明示されていなければ、これを活用することはほとんど不可能に近いと考えられる。全く同じことは『即往院座主拝任事』に関してもいえる。以上が両史料について若干の検討を加えた上、改めて全文を翻刻することとした所以である。

一、『日嚴院引付』 日嚴院実昭筆

1、日嚴院の歴代

本史料は日嚴院の院主実昭が同院発給の文書を記録したもので、現在は巻物仕立となっているが、もともとは袋綴の冊子本。全十紙からなり、後補の第一紙には「洛東小坂御殿一代 実昭僧正之筆跡」

と記される。元の料紙である第一紙から第十紙には各紙の奥に「一

丁」から「九丁」に至る丁数が打たれ、表紙であった「一丁」(第二紙)の表側には「引付 文明十六年」の題・年記と「実昭」の署名・花押がある。

文書が記載されるのは「一丁」から「八丁」までで、もともとは裏表紙であつた末尾の「九丁」には記載はない。ただこの「九丁」の紙背には「□庄水田取帳 永享六年十月 日」の墨書があり、

ある庄園の「水田取帳」の表紙の裏を翻して用いたものであつたことがわかる。なお「九丁」だけは記載がなく、かつ紙背の墨書を見せるためであろう、巻子仕立とする時に紙背を表にして継がれている。

本引付の筆者が実昭なる人物であつたことは、第一紙(後補紙)および第二紙(一丁)の記載署名などからあきらかである。と同時に彼、実昭がほかならぬ当時の日嚴院の院主であつたことを物語つてくれるのは、第一紙に記されている「洛東小坂御殿一代」なる一文である。次に引用したのは、江戸時代に作られた妙法院蔵「日嚴院門流相承次第」である。

日嚴院門流相承次第
又号小坂

相顯 妙法院快修僧正附法

実豪 権僧正
上野介範信子

實覺 号小坂
権大納言公雄子

亮秀 権大僧都

実昭 僧正
左大臣教季息

覺永 師主覺胤親王
法務大僧正

月輪 侍從氏質息

堯憲 師主堯然親王
大僧正 探題
贈左大臣基音息

堯什 早世
従義恕親王灌頂
高倉
權大納言永敦息

堯繼 権大納言基量息

これによつて、日嚴院が一名「明禪房」とも「小坂」とも呼ばれていたこと、およびその歴代のなかに実昭が含まれていたことが確認できよう。

2、日嚴院の性格と所在地

日嚴院の「小坂」の通称は、その所在地に由来する。時代ははるかに下るが、明治に作られた『京都府寺誌稿』は「妙法院」の項で、日嚴院の由緒とともにその所在地名について、次のように記録する(カッコ内は割注)。

日嚴院 応保二年五月、快修大僧都ノ開創ニ係リ、本院ノ別室ト称シ、住職ヲ以テ院務ヲ執レリ、其地ハ妙法院ノ門前、今ノ帝国京都博物館ノ地ニ在リ、境内弐千百八坪、堂宇之ニ称フ、
明治(マツ) 年廢寺セリ、其方丈ハ目下方広寺ノ方丈ナリ(聞ク、今ノ博物館ノ事務所門前ノ小石橋ヲ小坂橋ト云フ、故ヲ以テ日嚴院ヲ
名小坂殿ト称セリト云フ、蓋シ綾小路小坂殿ノ旧名ヲ伝ヘシナルヘシ)

これによれば、日嚴院のあつた「小坂(小坂)」とは、帝国京都博物館(現京都国立博物館)の「事務所門前的小石橋」あたりを指していたことなる。

永井則男氏によると、江戸時代の日嚴院は、豊國廟撤去後、少なくとも寛文(一六六一—一七三)頃からは確実に現在の京都国立博物館の位置にあつたことが確認できる⁽²⁾。では豊國廟建立以前、本引付が書かれた文明(一四六九—八七)頃、日嚴院はどこに所在して

いたのであろうか。結論からいえば、同院はもともと、やはり現京都国立博物館の場所にあつたものと推定される。

その理由は、ほかならぬ本引付に記された「小坂御殿」という注記にある。つまり文明の頃、日嚴院の院主もしくはその居所が「小坂御殿」の名で呼ばれていたことを本引付の注記は物語つており、当時あるいはそれ以前より日嚴院がすでに「小坂」と呼ばれ、現京都国立博物館のあたりに所在していたことが判明するからである。

日嚴院はもともと現京都国立博物館のあたりに所在しており、のち豊國廟ができるにあたっていつたん他所に移され、さらに同廟が撤去されるとともにふたたび旧地に戻されたのではなかろうか。

日嚴院は江戸時代になると妙法院門跡の院家として、その地位を内外に認められている。たとえば『雍州府志』は「日嚴院、門主之院家而在妙法院之前」と記しており、妙法院に残る諸記録もすべて同院を院家と記録する⁽³⁾。しかし、室町時代以前、日嚴院が妙法院内においていかなる地位にあつたかについては、残念ながら詳しいことはわからない。ただわずかにその活動の一端をつかがわせるものとしては、次のような『康富記』文安元年（一四四四）十月十三日条の記載がある。

今朝山門之馬借等数百人發向日嚴院^{〔転法輪三條殿也〕}妙法院之中道訴訟事故也云々、剩可被改易妙法院門主之由、出噦訴

云々、日嚴院與管領辺不快之故者歟、近日之為體奈之何云々、

妙法院之侍法師也、

前後の事情がわからぬためよく理解できない部分も少なくないが、妙法院の「脇門跡」日嚴院の活動が延暦寺大衆の反感を買い、彼らから妙法院門主の座主職改易要求を突き付けられていたことだけは確認できよう。また、日嚴院の地位についていえば、中原康富

は妙法院の「脇門跡」と理解していたことがわかる。しかし、康富がいうように日嚴院が当時、妙法院の「脇門跡」であつたか否かについては検討を要する。というのは、室町時代後期に作られた武家の有職故実書『細川家書札抄』によれば、細川家から日嚴院への書札は若王子・定法寺・真光院などと同じとされている。若王子・定法寺・真光院は、それぞれ聖護院・青蓮院・仁和寺の院家であり、日嚴院だけが脇門跡であったとは考えにくいからである。⁽⁴⁾

『康富記』の記事にもかかわらず日嚴院は早くより妙法院の脇門跡ではなく院家であつた可能性が高いといわざるを得ない。日嚴院は中世より妙法院の院家として存続していたものと、ここでは一応理解しておきたい。

次に本引付の筆者実昭についてであるが、先に引用した「日嚴院門流相承次第」によれば、彼は日嚴院六世の明実の弟子で「左大臣教季息」であったことになる。その正確な活動時期はわからないが、この点に関しては彼の父兄の生没年が参考となる。すなわち父の左大臣菊亭教季（一四二七—八三）は文明十五年（一四八三）七月二一日、五十九才で死去、またその子で実昭の兄左大臣公興（もと公尚、一四四六—一五一四）は永正十一年（一五一四）二月四日、六十九才で没している。⁽⁵⁾これらによつて実昭のおおよその活動時期がうかがわれよう。

3、「日嚴院引付」所載の文書

本引付には日嚴院実昭が自ら発給した文書二十八通が記録されるが、その概要是別表の通りである。内容別に見ると、日嚴院領庄園に關わるもののがもつとも多く、十三通を占め、その内訳は、比良木

保一通(No.1)、仰木庄八通(No.5、7、14、16、17、19、21、23)、普門庄二通(No.3、6)、南庄一通(No.24)、その他二通(No.18、25)となつてゐる。

ちなみにこれら近江国内の比良木保以下の所領が日巖院の管領下にあつたことを示すものとして、時代はやや下るが、妙法院に残る大永頃（一五二一—八）の次のよ^うな文書がある。⁽⁶⁾

一、山(城)しろのくにに西(岡)にしのをか(寺)てら(巨)といんふんと申(引)
(根本)
(半済)

のち又はんせいを引候つるを、のと申もの
廿石ニうけてとりさた候、然ニ兵部大ゆふ弐石
(講) (軒沙達)
つゝいたされ、近年 (粒) (渡) (法成寺カ) (不動分カ) 一りうわたされす候、
同ほうしやう寺ふとうふん、三石あまり、
一、同じなりの内山てんと申、てん地(田) (町) 一ちやう、
一、同すけたにの内、地(子) 壱石、
此三か所ハ、しん地の内として、めうほう院殿へまいる、
あふみしかの近江滋賀郡一御木 こほりあふきのうち、
妙法

一、同みなしやうきたかた八十石、
同かまうのこほりひらき百十石、
右ことくきんねんふちきやうニなり申候て、
めいわく申候、らう人の事に候へハ、ゐ中二候て、
□□とのしん地にももれ申候、かつてかんにん
なり申さす候間、かち井殿ニかんにん申候、
しかるへきやうにたのみ申候、

日巖院が、比良木保、仰木庄、普門庄、南庄の諸庄園において有していた権益の概要がこれによつて知られよう。

所領に關わるものについて多いのは、日嚴院が管領していた個別の田畠や寺庵領に關する文書である。それらはそれぞれ四通（No. 8、9、10、22）、三通（No. 2、4、20）の計七通を数える。

その他では花台院承仕職の補任状（NO.13）や、妙法院の御廟講供僧職補任状（「令旨」、NO.15）など、妙法院の院家としての資格で日巖院が発給した文書も記録されており、これら文書によつて当時の妙法院内での日巖院の活動の大要を知ることができる。

なお、文書形式でいえば、実昭の命を奉じて承珍・昭秀なる二人の人物が発した書状形式のものがもつとも多い。「…之由、被仰出候、仍執
恐々謹言」の書止めで終わるそれらの文書については、別表ではす
べて「書状」の名をもって示した。また「…之由、被仰出候、仍執
達如件」の書止め文言をもつ文書が数通あるが、こちらのほうは「奉
書」の文書名をもつて表記した。ちなみに実昭が自ら署判を加えて
いる文書は、自署の書状一通(NO.8)と袖判の当知行安堵状一通(NO.
9)のわずか二通しか確認できなかつた。

門跡内にあつてその院家が通常いかなる形で文書を発給し、かつ自らの寺領等を運営していたかを示す史料は、これまでほとんど発掘されておらず、この点で本引付は短いものとはいえ、きわめて貴重な史料と考える。

一、『即往院座主拝任事』 日嚴院覺永筆

1、筆者の確定

本史料は「はじめに」で述べたように『妙法院史料』第六巻に「天台座主記」の名すでに収録されているものである。ただ『妙法院史料』が底本として用いたのは、寛永十六年（一六三九）二月に兼空大僧正なる人物が書写した写であり、ここでは今回発見された正本をもとにすべてを改めて翻刻することとした。なお史料名を『即往院座主拝任事』と改めたのは、「天台座主記」という表題が兼空大僧正の付けたものであり、かつ元表紙に記された『即往院座主拝任事』のほうが内容からみても、よりふさわしいと考えたことによる。

妙法院蔵『即往院座主拝任事』はその題名通り、即往院こと妙法院堯尊法親王（？～一五五九）が天台座主（以下、「座主」とのみ記す）に就任した時の記録である。『天台座主記』によれば、堯尊法親王は天文十九年（一五五〇）十月十九日、座主の宣下を受け、同二十二年七月、歓樂によつて辞するまでおよそ三カ年その職にあつた。本記には座主職就任直前の天文十九年九月十四日から翌天文二十年八月までの間の座主としての活動が記録されている。

座主職には平安時代後期以降、延暦寺所属の門跡・脇門跡等の門主が就くこととなつてゐた。門主が座主となつた場合、各門跡・脇門跡では、当然のことながら組織をあげて門主の座主としての業務を処理することが行われていたはずである。しかし意外なことにそれら門跡・脇門跡の動きを伝える史料は皆無に等しい。この点、本記録は後述するように、時代は室町時代後期まで下がり、かつ記載

内容も簡略とはいゝ、座主となつた門主堀尊法親王を補助した妙法院家の院主の手にかかるものであり、その活動の実態を伝えてくれる点で極めて貴重なものである。

記載内容は表題の通り座主職に関わつた出来事にほぼ限定される。その簡略な記載内容などからして日記よりの抄出かとも思われるが、残念ながら筆者はその名を記録内にとどめない。ただ幸いなことに写本を作成した兼空大僧正は、筆者として「覺永大僧正」の名をあげる。では兼空大僧正のいう「覺永大僧正」とはいかなる人物だったのだろうか。それを知る手掛かりは、『即往院座主拝任事』の本文にある。次に引用したのは、本史料天文十九年十月十日条の記事の一節である。

則參 内、御対面、申次藤宰相、御捶柳三荷、饅頭廿八、混布昆
一束、檜柑百、依文勾当内侍へ被申、大介御局へも文被參、予
院堯尊法親王御局之者柳壱荷両種御局へ持參、御礼物長橋へ五十疋、大介局へ五十疋、
大輔ニニ三十疋、伏見殿へ指捶壱荷両種宛、両御所へ參、

本史料の筆者がこの日、所労の堀尊法親王に代わつて座主拝任の御札のために参内したことが知られるが、同日の出来事を『御湯殿上日記』は次のよう記す。

十日、めうほう院御〔座主〕さすの御れいに二色三〔荷〕かまいる、にちこん〔日嚴院〕院御つかいにまいらせらるゝ、御〔対面〕たいめんあり、

これによつてこの時に法親王の代理として参内したのがほかならぬ「にちこん院」であったことが判明しよう。

また、筆者が日嚴院の院主であつたことを側面からではあるが裏付ける記事が本記録中にいま一つある。それは天文十九年十月十一日条の「祇園社別当、任先例當院申請、今日番仕代官竹坊ニ案内、

修行代山本ニモ申聞畢」という記事である。これによれば、筆者はこの時「先例」に任せて座主の堯尊法親王より「祇園社別當」に補任されているが、日嚴院の院主はこれ以前にも妙法院門主が座主となつた時に同職に付いており⁽⁸⁾、この点からも本記の筆者が当時の日嚴院の院主であつたことはほぼ間違いないものと考える。

ちなみに他門跡の例でいえば、青蓮院の場合、門主が座主職に就任したときには、執事を「祇園社別當」に補任するのを恒例としていた。⁽⁹⁾「祇園社別當」が座主にとつて大きな権益の一つであつたためであり、このことからすると、妙法院でも時の日嚴院の院主は同門跡の執事か、あるいはそれに準ずる地位にいた人物であつた可能性が高い。

さらにこれらの方を確認した上で、先にあげた『日嚴院門流相承次第』を見ると、そこには実昭から二代あとの日嚴院の院主に覚永の名を見出だすことができる。ちなみに同記に見える覚永の父「侍従氏賢」は、『諸家伝』三によれば大永六年（一五二六）に三十三才で没している。父の没年から類推しても、日嚴院覚永が本記録の筆者「覺永大僧正」その人であつた可能性はきわめて高く、以上の点から本記録の筆者は、妙法院の院家日嚴院の院主であつた覚永であつたと判定したい⁽¹⁰⁾。

2、座主の権限に関する記載

次に本記録の内容について若干触れておく。本記録でもつとも注目されるのは、座主職に就任することによってもたらされた、諸職の補任権や得分についての記載が豊富なことである。それらを整理と次のようになる。

〔得分〕

①洛中小袖公事役（座主領）

天文19年9月21日条他

②赤山禪院別当領「八瀬、大津

卷末目録「座主領事」

③祇園社別當領「祇園社番仕正

月・二月分、嚴御前参錢、帶

卷末目録「座主領事」他

役錢、祇園林守錢、材木公事】

天文19年10月11日条
天文20年1月19日条

④西塔院主補任札錢

天文19年10月24日条
天文19年12月3日条

⑤執當（補任）札錢

天文20年1月14日条
天文20年4月申日条

①禁中本尊（守護か）

天文20年1月14日条
天文20年8月条

②如意輪護摩の執行

天文20年1月14日条
天文20年4月申日条

③前唐院万供

天文20年1月14日条
天文20年8月条

④日吉社奉幣

天文20年1月14日条
天文20年8月条

⑤常行堂念佛下行

天文20年1月14日条
天文20年8月条

これらのうち「洛中小袖公事役」については、前座主青蓮院尊鎮時代の駕輿丁との相論を受け継ぐ形で、座主就任直後の発せられた後奈良天皇女房奉書が本記録に記載されているが⁽¹¹⁾、同女房奉書にいう「こそのくし」とは、『門葉記』卷第一八二（山務二）収録の「青蓮院尊鎮仮名消息」に見える出来事を指す。それによれば青蓮院尊鎮の座主の代に「座主渡りやう小袖の公事」は、駕輿丁からの抗議によって、かの「御ふく公事やく」と競合しないことが定められていたという。本記録の記載は、この『門葉記』の記事を補うとともにこの時に至り「小袖公事役」が座主の手を離れたことを示すものであり、この点できわめて興味深いものである。

また「帶役錢」については、これまで「座主領」であつたことは知られていたが、関連史料が少なく、その実態についてはわからな

い点が多かった。それが本記録によつて、天文年間の末にもまだ「座主領」としての存続していたこと、およびその形態の一部が確認できることとなつた。帶役を座主に上納していた帶座では、この時期、「公用代官職」を兼ねた「座頭職」がきわめて強力な権限のもとに座を支配していたといわれる。⁽¹²⁾ そのような指摘 자체はあやまりではないが、その背後には、本所が時限的な役職である座主であつたという特殊な事情が控えていたことを見落としてはなるまい。

つまりいつ解任されるかわからない座主職が本所では、「座頭職」が「公用代官職」としてその権限を強大化させていかざるを得なかつたものと考えられるのであり、商業の座においては、本所の性格が座の歴史的な在り方を大きく規制していたことをこの帶座の例は示している。

このほか、座主が兼帶することとなつていていた諸職として注目されるものに、赤山禪院検校職・感神院検校職といった諸寺社の検校職がある。座主は同職就任とともにその権限下、該当諸寺社に別当を置くことを通例としていた。それら別当の補任がいかなる経過を経て決定され、また各別当職にはいかなる権限が付随していたか、などを知る上でも本記録は貴重である。赤山禪院に関していえば、その所領が八瀬・大津松本・賀茂・中堂寺等に散在し、座主（赤山禪院検校）が別当を通じてそれらを支配していたこと、また祇園社については別当を通じて、正月・二月分の番仕銭、巖御前参銭、祇園林守銭、材木公事などを座主（感神院別当）が支配していたことなどが、本記録によつて確認できるからである。

延暦寺三塔のうち西塔院主職の補任権もまた座主が保持するところであつたが、堯尊法親王のもとでは、安居院覚澄と石泉院が競望、

結局は安居院覚澄にその職が与えられている点が目を引く。安居院・石泉院はともに青蓮院の院家であり、なぜ堯尊法親王のもとで彼ら門跡の院家が同職を争つていたかが、問われなければなるまい。西塔院主職の性格を含めて今後の課題となろう。

このほか常行堂念佛への下行や日吉祭への奉幣、十月二十五日条に見える「禁中御本尊」の妙法院への遷座など、これまでまつたく知られていないかた、座主職に関わる記載が本記録には数多く見出だせる。本記録を検討することによって、天台座主の多面的な活動の在り方がこれまで以上に多角的にあきらかになるものと期待される。

（下坂 守）

（注）

1 妙法院史料研究会編『妙法院史料』第六巻「古記録・古文書一」（吉川弘文館、一九八〇年）

2 永井則男「日嚴院の古指図とその客殿遺構」（日本建築学会大会学術講演梗概集）、一九八四年）

3 たとえば『堯恕法親王日記』（『妙法院史料』第七巻）貞享二年（一六八五）十月十日条に所載の妙法院から伝奏に提出した書付では、同門跡の「院家」として、日嚴院堯憲、恵明院堯什、金剛院円恕の名を連記する。また元禄五年（一六九二）八月四日に妙法院より京都町奉行所に提出した書付では、院家として「日嚴院」の名をあげその開基と由緒について、次のように記している（『堯恕法親王日記』同日条）。

日嚴院

山門西塔
開基 相顯快修大僧正附法

至当代堯什大僧都五百余年、寺地蓮池北方
再興慶安年中

4 『細川家書札抄』（群書類從 卷第一四五）は、細川家から諸院家への書札を次のように記す。

一、若王子、定法寺、真光院、聖光院、上乘院、日嚴院、下河原殿

此御人數へは進覽と可有之、寺号・院号いかにもちいさく可書、

文章以下さのみ不可有御賞観候、大概の文章たるべし、恐々謹

言、恐惶謹言共、追加、墨ぐろに筆を繼、墨をあらためて可書、

此方之御名乗はすみぐろに可在之、

5

『諸家伝』三。『大日本史料』八一五（文明十五年七月一日条）、同九一五
(永正十一年二月四日条) 参照。

なお本文書を大永前後のものと判定した理由は、文中に西岡の寺戸の地が野田某によつて押領されていることが見えることによる。参考までに同事件に関わると推定される妙法院藏の文書二通を次に引用しておく。

〔1〕
〔大永六〕
城州西岡寺戸并土河之内、草

位田名本役等之事、久御代官職

預り申、聊雖未進懈怠無之候、

從去大永元年、我々下代之儀、野田

源四郎、以斎藤三郎右衛門尉可預之由、

色々申候之間、高頭六拾石内廿石

可進納之旨申定候之處、其已後之

儀、如御存知、過分ニ毎年無沙汰仕候、

種々申候へ共、不承引候之間、先誰々にも

可被仰付候、此在所之儀者、以御補任之旨、

御屋形様対御下知、預り申候へ共、野田

無沙汰ニ付而如此候、於我等非疎略候、恐惶謹言、

六月四日 秀行 (花押)

〔2〕
日嚴院 御同宿中

土川之内、草位田名御本役之事、

南部修理方御代官職被召放、直ニ為拙者可參旨被仰付候、意得

存候、南部時、如定申、六十石之内廿石、
毎年進上可申候、聊不可在無

沙汰之儀候、此旨御取合奉頼候、
仍請状如件、

野田源四郎

大永六年七月三日 光長 (花押)

日嚴院殿

御奉行所

堯尊法親王について、『妙法院門跡相承略』(妙法院藏)は「堯尊 貞敦 伏親王息、為後奈良御子、一身アサリ、座主、無品、早世、号即往院」と記す。

8

寛正六年(一四六五)二月十五日付「俊慶長吏職補任料請取状案」(八坂神社文書)八三八号) 同文書の端裏書には「座主妙法院殿長吏補任、日嚴院殿別当請取案文」とあり、これが享徳四年(一四五五)五月に天台座主となつた妙法院教覚のもとで、祇園社(感神院)別當に補任された日嚴院の院主(雜掌)の出した請取状であつたことがわかる。

拙稿「山門公人の歴史的性格」(奈良史学)一一、奈良大学史学会、一九九三年)、福眞陸城「祇園別当の成立と変遷—比叡山との関係から—」(『ヒストリア』一五)、大阪歴史学会、一九九六年) 参照。

ちなみに日嚴院の歴代の活動に関する現在確認できた範囲で記してお

くと。実昭以前では、相顯から数えて五代目の亮秀に關しては、応永三年(一三九六)九月に行われた延暦寺の大講堂供養で「梵音頭」役を勤めたことが『應永三年山門大講堂供養記』に見える。また六代目の明実については、永正十二年(一五一五)十一月付「真如堂領目録」(『真如堂領目録』(『正極樂寺文書』)が、長禄二年(一四五八)仰木庄内「石見給米十石」を京都の真如堂に寄進したこと記録しており、それぞれの活動時期のおおよそをうかがい知ることができる。ちなみに明実は真如堂への寄進と同じ頃であろうか、京都の誓願寺にも「仰木庄年貢米毎年拾石充」を寄進しており、同寺では永正八年十二月二十日に至つてその領知を幕府から安堵してもらつてゐる(『誓願寺文書』)。

『門葉記』卷第一八一(山務補)に收められている同消息は次のよう

なものである。
座主渡りやう小袖の公事の事、のそみ申候物候まゝ、補任をなし候所に、御服公事やく、古来朝恩として駕輿丁しんしいたし候、

11

混乱候て申候やらん、おうにさやうには候ましき御事候、各別の御事と思ひ被□候、いかゝしたる御事候や、御服と小袖と候事、ふにんなと候て□とつ候、となたへもかき被□候をは、そんし□□このたん經乗法橋さい円候まゝ、たゝい□申はけ候はん、たとい祇園別当のうち小袖の公事やく、ふるき物など候て、御服とかき、小袖とかき候とも、返々往古より朝恩として駕輿(マツ)丁おほせつけられ候には、まゝされ候ましき御事候、このよしよ／＼おほせ出され候やう、御ひろう被□候、かしく、

脇田晴子『日本中世商業発達史の研究』(御茶の水書房、一九六九)、豊田武『座の研究』(『豊田武著作集』第一巻、一九八三、吉川弘文館)。

注9拙稿参照。
拙稿「中世門跡寺院の組織と運営」(村井康彦編『公家と武家』、一九九五、思文閣出版)。

『日巖院引付』所載文書一覧

No.	年 月 日	文 書 名	宛 所	書き出し文言
1	文明 2 年 正月11日付	比良木保預所吉書案	(比良木保)	定近江国比良木保祝言三ヶ条事、
2	(文明15年) 6 月16日付	某書状案	真野神主	光明寺之家儀、毎事無沙汰候、
3	(文明15年) 7 月 5 日付	昭秀書状案	越前	普門庄御年貢以下、毎事無沙汰、
4	文明15年 12月付	承珍書状案	多福庵	就□□僧当庵領之儀、
5	(文明16年) 8 月13日付	承珍書状案	(仰木庄)両政所	□度御注進候赤佐申鳥越下地之事、
6	(文明16年) 8 月16日付	承珍書状案	普門庄御百姓中	就当庄定使之儀、以前条々申上趣、
7	(文明16年) 8 月16日付	承珍書状案	仰木庄両政所・目代	去年被仰出候段錢相残事、
8	(文明16年) 9 月10日付	日巖院実昭書状案	疔法眼	先度申候上唐畠之事、
9	文明16年 8 月18日付	承珍奉書案	榮賢子息兄弟中	上唐畠拾壹半事、
10	文明16年 2 月11日付	承珍奉書案	迎接寺	家田小谷口一色田地之事、
11	文明17年 9 月27日付	承珍奉書案	勝藏坊	慶輪跡上唐畠五枚、
12	文明17年 9 月27日付	承珍奉書案	勝藏坊	侍從跡、当社觀音経之事、
13	(文明17年)10月 3 日付	花台院承仕職補任 状案	賢栄阿闍梨	補任 花台院御承仕職事
14	(文明17年)10月 3 日付	承珍書状案	仰木両政所	花台院御承仕職事、
15	文明15年 12月付	妙法院教覺令旨案	舜栄阿闍梨御房	(御廟)講供僧職之事、
16	文明16年 正月 8 日付	仰木庄預所吉書案	(仰木庄)	下 近江国仰木庄 仰下三箇条
17	(文明16年) 2 月 8 日付	承珍書状案	仰木庄両政所	先度被仰出候彼代物相残事、
18	(文明16年) 2 月16日付	承珍書状案	検校・西・岡	就日次錢之儀、
19	(文明16年) 2 月16日付	承珍書状案	(仰木庄)両政所	当庄轉奕停止處、其風聞候、
20	(文明16年) 2 月21日付	承珍書状案	常藏坊	西光庵事、雖重々子細在之、
21	文明15年 12月25日付	承珍奉書案	戒光坊	仰木庄土橋下地妙喜沽脚事、
22	文明16年 3 月 2 日付	承珍奉書案	靈山奥坊	就彼下地之儀、
23	(文明16年) 3 月13日付	承珍書状案	仰木庄両政所	馬場仮屋并宮橋修理木之事、
24	文明16年 3 月13日付	承珍書状案	南庄下司	自文明拾三年至于拾五年算用被申候
25	(文明16年) 3 月24日付	承珍書状案	検校・岡・西	先度被仰出候日次錢事
26	(文明16年) 3 月24日付	昭秀書状案	来迎院年行事	御状趣委細致披露候、如法経米事、
27	(文明16年) 3 月25日付	承珍書状案	本庄	彼代物之事、当年中にすまし候へと、
28	(文明16年) 3 月19日付	某書状案	等副主・修阿弥陀仏	就真如堂燈明米之事、

一、『日嚴院引付』日嚴院実昭筆

(後補紙)(後筆)

被仰出候也、恐々(謹言)、
六月十六日 同判

真野

神主殿

洛東小坂御殿一代

実昭僧正之筆跡

(表紙)

引付文明十六年

実昭(花押)

(1) 吉書案
定近江国比良木保祝言三ヶ条事

一、可專仏神事等事、
一、可全○池堤等事、
一、可守農作業事、
右所条々定如件、

文明二年正月十一日

預所判

(2) 光明寺之家儀、毎事無沙汰候、不可然候、幸
仏善寺由緒事候間、任証文旨、彼寺
領等無相違様、仏善寺可被申付之由、

八月十六日

同

普門庄御年貢以下、毎事無沙汰之間、

御代官談合候て、一段可被加成敗候、殊未進
濟々之儀候を請乞申、無沙汰候、言語道

断事之由、被仰出候、恐々(謹言)、

七月五日

昭秀判

(3)

越前殿 袖書ニ留所ノ定之事在之、
就□□僧當庵領之儀、雖種々申候、既
屬無為無事候上者、以後之儀、不可有相違
之由、被仰出候也、執達如件、

文明拾五
十二月

承珍判

多福庵

(4)

□度御注進候赤佐申鳥越下地之事、為
兩政所執御申事候間、不可有子細之由、被
仰出候也、恐々(謹言)、

八月十三日

同

(5)

先
度御注進候赤佐申鳥越下地之事、為
兩政所執御申事候間、不可有子細之由、被
仰出候也、恐々(謹言)、

兩政所殿

(6)

就当庄定使之儀、以前条々申上趣、御尋候處、
如此申候、此分候者、為地下申旨、難心得被

思食候由、被仰出候也、恐々(謹言)、
二丁

普門庄
御百姓中

(7)

去年被仰出候段錢相殘事、急度被仰付、執沙汰候者、可為御祝着之由、被仰出候也、恐々(ママ)

八月十六日 同

仰木庄
両政所・目代殿

先度申候上唐畠之事、支證明鏡儀候間、同者御令旨申出度由

申候、可然様憑入候、恐々謹言、

九月十日 予

序法眼御房

予袖判在之、此一紙九月十六日二出也、上唐畠拾壹半事、雖相付下政所

之由掠申、到相伝之趣、支証

曆然之旨、令旨如此候、任當知行旨、
弥不可有相違之由、被仰出候也、仍執達如件、

文明十六

承珍判

■榮賢子息兄弟中

(10) 家田小谷口一色田地之事、被預下候、但卅

茹九斗之内、一斗者、風呂江御寄進、一斗者、夫上食也、殘七斗、每年共未進者、不可有始終相違候由、被仰出候也、仍執達如件、

三丁

文明十六

二月十一日 同判
迎接寺 但九月廿五日二出候

(11) 慶輪跡上唐畠五枚、依有御用、沾脚(アキ)候者、永代知行不可有相違之由、被仰出候也、
仍(執達) (如件)、

文明十七
九月廿七日 同判

勝藏坊御房

(12) 侍徒跡、當社觀音經之事、師可被仰付之由、被仰出候也、仍——、

同日 同判

同

(13) 補任 花台院御承仕職事

賢榮阿闍梨

(14) 右、所補任也、可令存知給之由候、仍執達如件、
被

十月三日 承珍判

□(賢) 荘阿闍梨御(房)

(14) 花台院御承仕職事、御門跡公私御札被申、
補任被遣候、彼給米如前々可被相渡之由候、
恐々——、

十月三日 同判

仰木
両政所殿

四丁

(15)

〔御廟〕講衆補任案文

御廟講供僧職之事、以隆運

阿闍梨闕、所被補任舜栄阿闍梨也

者、依

妙法院前天台座主准三宮御氣處候也、仍執達如件、

文明十五年十二月 日 大僧都法印判

舜栄阿闍梨御房表書同

花光坊執〔依〕申、正月七日〔被〕調遣之了、雖然去年日付也、

下 近江國仰木庄〔正月八日二下也〕仰木庄吉書案文、使兄部

仰下三箇条

一、可勤行仏神事等事、

右、初春政、以敬信為先、恒例・臨時

仏神事等、丁寧可勤行矣、

一、可修固池溝・垣堤事、

右、豐務要、尤有池堤、可修固矣、

一、可備進乃貢事、

右、致合期、可備進勤矣、

文明十六年正月八日

五丁

預所判

越前加判

(17) □紙

先度被仰出候彼代物相殘事、自本庄

重如此注進候、如何様にも早々可被渡遣候、定而御等閑有間敷候へ共、延引候へハ、無〔ママ〕

其曲候由、可申旨候也、恐々――、

二月八日

承珍判

仰木庄
両政所殿

就日次錢之儀、先年雖以請文被申候、每年無沙汰之儀、曲事候、早々可有進納候、猶無沙汰候者、一段可被

仰付候由、被仰出候、恐々――、

二月十六日

承珍判

檢校殿

西殿

岡殿

當庄轉奕停止處、其風聞候、為事

〔博〕實者、無勿躰候、御糺明候て、可被加御成敗之由、被仰出候也、恐々――、

二月十六日 同判

両政所殿

六丁

西光庵事、雖重々子細在之、取被申儀候之間、

別而其へ被閣申候由、被仰出候也、恐々――、

二月廿一日

同判

六丁

常藏坊御房 昭秀判、予加、

仰木庄土橋下地妙喜沽脚事〔却〕、任壳券旨、

永代知行不可相違之由、被仰出候也、仍執達如件、

如件、

(21)

文明十五
十一月廿五日 同判

但、文明十六年二月廿一日出、

戒光坊御房

檢校殿

岡殿

(22) 立紙也、加予袖判也、
就彼下地之儀、以尊榮重々御詫事由被申候間、
各閣可被申旨、被仰出候也、仍執達如件、

文明十六年三月二日 同判

靈山
奧坊御房

(23) 馬場仮屋并宮橋修理木之事、式本分可
被出由被仰出候也、恐々——、

三月四日 同判

仰木庄
兩政所殿

(24) 切紙也
自文明拾三年至于拾五年、算用被申候、
未進五石七斗■在之、此分進納候者、
可為皆済候也、

文明拾五六年三月十三日 同判

南庄
下司殿

(25) 先度被仰出候日次錢事、于今無沙汰、言語道斷事
候、去年分有名無実候、早々可有進納候、次当年
七丁

二月分、先度請取下候、急度御用子細候間、一兩日中可
有進上候、加様無沙汰候者、一段可被仰出候、返々不可然候、
恐々——、

三月廿四日

同

(26) 御状趣委細致披露候、如法絃米事、先度如被仰候、種々
地下儀、被仰付候時分候、雖少事候、到来候者、可被
進之由、可申旨候也、恐々——、

三月廿四日 昭秀判
當番衆

来迎院
年行事御房
御返報

(27) 彼代物之事、當年中にすまし候へと承候、驚入
存候、如以前申候、罷下候時、兩三年分被仰定候處、
如此相違之儀、無御覺語悟候、於當年分者、不可有御
無沙汰之由、可申旨候也、恐々——、

三月廿五日 承珍判

本庄殿

御返報

(28) 就真如堂燈明米之事、連々御催促候、先度如被申
候、彼公事之儀、旁御迷惑子細候之間、于今延引、非
御本意候、雖少事候、奔走候て可被進候、無御等閑趣御
伝達候者、可為御祝着候也、恐々——、

三月十九日 同判

等副主禪師
修阿彌陀仏

八丁

—

〔紙背〕

庄水田取帳

〔表面端書〕
「九丁全」

永享六年十月
日

一

二、『即往院座主御拝任事』 日嚴院覺永筆

〔表紙〕

即往院座主御拝任事少々

治山三ヶ年

天文十九庚戌九月十四日、近日青蓮院宮尊(鎮)一依御他界、當門御拝任、雖為勿論之儀、御病中之條、可為如何由、以大介御局伺申處、不可有別儀旨、被仰出畢、則御局依為御里、勸修寺弁(晴秀)江被成直書畢、

座主 宣下事、可被成下之由、預奏達候者、可為祝着者也、
仍狀如件、

九月十九日

御判

頭弁とのへ

如此両紙被遊、無上裏、上書下ニモ御判ト有之、礼之事ハ先例雖無之、
為柳代五十疋可被遣之由、御約束也、則披露之処、御返事如此、
文のやうひろ(返書)うして候へハ、めうほ(妙法院)うんとのさすの事、申さ
れ候、御心えあらせおはしまし候、せん下せられ候へく候よし、
申せとて候、かしく、

仰(返)天文十九
(座主渡御)事

さすとりやうとて、前さすの御時、こそそのくじとて、ふとまき

れ候事候て、ふにんをなされ候つるゆへ、かよつちやうと申事
候つる、いつかたより申候とも、こそくしの事、おほせ事候
ましく候、しせんさやうに候(自然)ハ、なに時もさすの事あらため
られ候へく候よし、めうほ(法院)うんへ申され候へく候よし、心え
て申せとて候、かしく、

仰(天文十九
九廿一)

勸修寺大納言殿

大納言とのへ

此方請文

洛中小袖公事役之儀、從 禁裏可被閣申由、被仰出候、不可有

別儀旨、為座主宮可申入之由候也、恐惶謹言、

九月廿六日

勸修寺大納言殿

人々御中

ウラカキ
序法眼

行忠判

十月一日、

座主領貫別百四十文宛出之、御札等入目也、

八日、

禁裏御礼之事、門主依御所勞、予參内可申旨申入之、御意得

之由、御局御返事有之、

十日、

則參 内、御対面、申次藤宰相、御捶柳三荷、饅頭廿八、混(見)

布一束、檻柑百、依文勾当内侍へ被申、大介御局へも文被參、

予柳壺荷兩種御局(御局之者)持參、御礼物長橋へ五十疋、大介局へ五十

疋、大輔(御局之者)三十疋、伏見殿へ指捶壺荷兩種宛、兩御所へ参、

今日、元三差文自別当代依申、御判被遣之、

十一日、安居院、西塔院主職御札五百疋、申次分三百疋之折紙被參、

被望申、石泉院同被望申、院主職申次・補任等、先規自當

院調進之、

祇園社別當、任先例當院申請、今日番仕代官竹坊ニ案内、
修行代山本ニモ申聞畢、

十九日、祇園林守錢十疋宛、十二月ニ出分有之、西德院依異見、出雲ニ

遣之、

今夜伏見殿依御異見、陣之 宣下被行之、上鄉中山大納言、
(孝親)

勸修寺頭弁申沙汰、宣命持明院預り也、下行物半分定、
式貫四百文、三宅請取在之、公家出立、中山二式百文、頭
弁^ヘ三百文、持明院百文、被遣之、俄之間、如此被調之、八
瀬禪院分年貢・松本年貢之事、先座主^ヘ可有納所、宣下以

前之間ト依申也、則明日所務無別儀、

給之、任料今百疋驥而可持參由申、補任請文可進旨雖申、
先例無之旨申間、不及請文、補任遣、案文別^ニ有之、任料請
取遣之、

廿七日、自感神院神供、宮仕承円持參之、

廿四日、行忠亂世之間、於禁中御本尊等可請取申之由、雖參申、

先例無之条、無御同心旨、從竹園被仰云々、
廿五日、五辻藏人為勅使、御本尊・御撫物參、御倉衛仕參、仕丁
二人、門主御對面、御盃計有之、御本尊箱共^ニ五辻被持渡宰
相尊繼、予率度請取之、

本式御下行物、御倉百疋、衛仕五十疋、仕丁十疋宛之由申、
但、當時可為半下行旨、雖令問答、色々申間、八十疋下行、
仕丁兩人中二十疋下行、仕丁事^{ト申}「クルマ」、五人有之間、五十疋可
給由申云々、退出之砌、於序務房三獻有之、自門跡入目被
遣之、魚交云々、翌日五辻宿所へ柳壺荷兩種被遣之、先例
云々、夜居、宣下未到、御無沙汰、追而可申、

十二月三日、自今夜如意輪護摩、為御手代予修之、承仕^{祐珍}三十疋下
行、本式三時歟、一時修之、可為從去廿五日延行、但卷
數者八日^{メニ}進之、勾當局^ヘ以文被參、每月晦日卷數禁中^ヘ

参、

四日、安居院覺澄、種々依懇望、西塔院主補任、予書出、門跡^ヘ指

樽二荷兩種、五百疋御礼持參、予ノニ任錢壹貫貳百文、指樽

壺荷兩種給之、御樽者、每年可為此分、補任案文有別紙、

十五日、祇園番仕代官竹坊・鳥居坊令同道來、任料且式百疋・柳式

荷・豆腐廿丁・混布一束持參、申次五十疋出之、如形三獻

中村給之

常行堂御念仏御下行式百疋之由申、但諸下行減少之条、可

八月

四月

申日、日吉祭礼捧幣^(奉)、御使六阿、鈍色五帖袈裟^(參)、百疋御下行、但
被減少被遣、自社家御使^ニ給分有之、

十二日、柳三荷、饅頭廿五、混布一束、干豆腐廿丁、禁裏^江被參、座
主之御礼、每年如此、惣以上座主所役、以惣渡領之内、令
各出、相調畢、

正月
五日、祇園^江中村扇持行、式百疋番仕錢出之、中村二十疋、新次郎二十
疋出之、羹・酒等有之云々、

十四日、前唐院万供七十疋可有御下行由、御留主蓮花院執申之、座
十九日、如意輪護摩コマ行之、卷數 禁中^ヘ進上之、承仕玉阿雖可為
自元日、延引也、

為半分旨被仰、未決、

一、座主領事、

禪院別當領、八瀨ニ米三石計ト百疋計ト有之、

大津松本ニ四石有之、

賀茂ニ二石有之、

中道寺セイ七百計有之、井料云々、

祇園別當領、正二月番仕錢 嚴御前參錢月別百文有之、

材木公事

近年押領之、

此外座主領諸公事被取之、